

上富良野町お試し暮らし住宅実施要綱

(平成 26 年 12 月 15 日決定)

(平成 28 年 8 月 25 日改正)

(平成 30 年 2 月 15 日改正)

(平成 30 年 5 月 1 日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、上富良野町(以下「町」という。)に移住を希望している者を対象に、一定期間町内での生活を体験できる「上富良野町お試し暮らし住宅」(以下「住宅」という。)を実施し、移住促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、町企画商工観光課企画政策班(以下「担当窓口」という。)を通じて移住を希望するもので、次の要件をすべて満たす者。

2 町外から本町に移住を希望する成人である。

3 移住の理由が転勤、進学以外である。

4 上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例に該当していない。

5 申込者及び同居者等が暴力団構成員でない。

6 利用期間満了後、移住しその住宅に住む意思がある。

(住宅)

第3条 住宅は、次表のとおりとし、日常生活を営むための家具、電化製品など住宅備品を備えるものとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
上富良野町お試し暮らし住宅	上富良野町旭町4丁目3番	昭和53年	木造平屋	58.32 m ²
上富良野町お試し暮らし住宅(民間住宅)	町長が「上富良野町お試し暮らし住宅」として指定する民間住宅			

(利用申込み)

第4条 利用を希望する者は、予め「上富良野町お試し暮らし住宅利用申込書」(別記様式第1号。以下「申込書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 申込書の提出を受けた者は、直ちに「上富良野町お試し暮らし住宅受付簿」(別記様式第2号)にその旨を記載しなければならない。

(利用承諾)

第5条 町長は、前条の規定による申込書の提出を受け、別に定める審査基準によりその内容を審査し適当と認めるときは、「上富良野町お試し暮らし住宅利用承諾書」(別記様式第3号。以下「承諾書」という。)を交付しなければならない。この場合において、町長は、住宅の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(契約)

第6条 承諾書の交付を受けた利用者は、「上富良野町お試し暮らし住宅賃貸契約書」(別記様式第4号。以下「契約書」という。)により町長と賃貸借契約を締結し、住宅を借り受けるものとする。

(利用期間)

第7条 住宅の利用期間は、10日以上3カ月以内とし、前条に規定する契約書において定める。ただし、やむを得ない理由により、町長が特に認めるときは、この限りではない。

2 第3条の表の上欄に掲げる住宅について、町長は利用期間終了後、移住を行うため借地借家法(平成3年法律90号。以下「法」という。)第38条に規定する契約を利用者と締結し、居住させることができるものとする。ただし、利用者より契約を締結しない旨申し出があったときは、この限りではない。

3 第3条の表の下欄に掲げる住宅について、町長は利用期間終了後、利用者と当該住宅

所有者との間において、利用者が移住を行うため法第 38 条に規定する契約を締結する意思が確認された場合は、指定を解除し、利用者の居住の用に供することができるものとする。

(利用料)

第 8 条 住宅の利用料は、次のとおりとする。

期 間	金 額	時 期
1 日	2, 0 0 0 円	夏 期 (5 月～1 0 月)
〃	2, 5 0 0 円	冬 期 (上記以外)

2 30 日以上利用するときは、第 1 項の利用料を 1 割減じた額とする。

3 利用者は、前項の利用料を前納しなければならない。

4 第 1 項の利用料は、住宅借上料、光熱水費 (電気料、ガス代、灯油代、上下水道料)、放送受信料、消費税を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品、交通費は含まず、利用者の負担とする。

5 既納の利用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、その一部を還付することができる。

6 前項の規定により利用料の一部を還付するときは、利用期間の日数に応じた日割り額とする。

(利用者の遵守事項)

第 9 条 利用者は、前条第 1 項及び第 2 項による利用料を納めた後に、町長から住宅の鍵を受け取り、借受けるものとする。この場合、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること。又、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(4) 住宅の利用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。

(5) その他、住宅の利用に関し町長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第 10 条 利用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。

(2) 就業すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) ペットを同伴すること。

(5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。

(6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

(7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること

(9) 施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(10) その他住宅の利用に相応しくない行為をすること。

(利用承諾の取消)

第 11 条 町長は、利用者に第 9 条又は前条の規定に違反する行為があったとき、又は住宅を継続し使用することが困難であると認めるときは、第 5 条の規定による利用承諾を取消することができる。なお、利用承諾を取り消した場合、町長は第 6 条の賃貸借契約を解除することができる。

(明渡し)

第 12 条 利用者は、利用期間終了後に法第 38 条に規定する契約を締結しない場合は、使用期間が終了する日まで、又は前条の規定に基づき利用承諾が取消されたときは直ちに、住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、町長が特に認めたときは、この限りではない。

(立入り)

第13条 町長は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により住宅、設備並びに備品等を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、町長が特に認めたときは、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年5月1日から適用する。